

倉吉市飲用水水質検査費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市飲用水水質検査費助成金（以下「助成金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用水 日常生活において人の飲用に供される地下水等をいう。
- (2) 水質検査 水道法第20条第3項に規定する登録を受けた者において、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める水質検査項目について行われる飲用水の水質検査（交付目的）

第3条 助成金は、飲用水の安全な水質を確保することを目的として交付する。

(助成金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる助成対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金の額は、別表の第2欄に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）の額に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第4欄に掲げる額とのいずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、倉吉市飲用水水質検査費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日まで市長にこれを申請しなければならない。

- (1) 水質検査結果書又はその写し
- (2) 領収書又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は、申請の日から14日を経過する日までに当該申請に係る助成金の交付を決定し、及び助成金の額を確定させるものとする。

(助成金の支払)

第7条 市長は、前条第1項の規定による助成金の交付の決定及び額の確定があった場合は、速やかに申請者にその額の助成金を支払う。

(不当利得の返還等)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた者又は前条の規定により助成金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、及び支払った助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(助成金の交付の権利の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成対象者は、助成金の交付の権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 規則又はこの要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同年4月1日以後の助成対象経費に適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、各年度の当初において助成金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた助成金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 附 則 (令和6年4月1日改正)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 助成対象者	2 助成対象経費	3 助成率	4 助成限度額
倉吉市水道事業の給水区域外に居住し、一般家庭において飲用水を使用している個人	飲用水の水質検査に要する費用	2分の1	4,000円

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

倉吉市飲用水水質検査費助成金交付申請書兼請求書

倉吉市飲用水水質検査費助成金の交付を受けたいので、倉吉市飲用水水質検査費助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 申請（請求）額 円
- 2 支給の方法
 - (1) 金融機関の口座への振込み（口座： ）
 - (2) 窓口での現金交付
 - (3) その他（ ）
- 3 添付書類
 - (1) 水質検査結果書又はその写し
 - (2) 領収書又はその写し
 - (3) 口座振替支払申請書（金融機関の確認印を受けない場合は通帳の表紙と金融機関情報が記載された部分の写しを添付する）

[申請者に特に誓約等を求めるべき事項]

- 1 次のいずれかに該当する場合は、助成金を返還することを誓約します。
 - (1) 助成金の交付の要件に該当しないにもかかわらず助成金の交付を受けていた場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けていた場合
- 2 助成金に関し、倉吉市補助金等交付規則又は倉吉市飲用水水質検査費助成金交付要綱の規定による市長の決定又は指示に従わなかったためにその交付を受けられなかった場合は、そのことについて争いません。